

様式第5号（第5条関係）

| 変 更 契 約 調 書 | |
|-----------------|--|
| 契約の相手方及び住所 | 三重県鳥羽市船津町 1195 有限会社中村土木 代表取締役 中村 幸広 |
| 工事（業務委託）名 | 坂手漁港護岸機能保全工事（その2） |
| 工事（業務委託）場所 | 鳥羽市 坂手町 地内 |
| 工 事 種 別 | 土木工事 |
| 変 更 工 事 概 要 | 下記変更理由と同じ |
| 当 初 契 約 年 月 日 | 令和2年 11月 4日 |
| 変 更 契 約 年 月 日 | 令和3年 2月18日 |
| 当 初 工 事 期 間 | 令和2年 11月 4日 ～ 令和3年 3月26日 |
| 変 更 後 工 事 期 間 | 令和2年 11月 4日 ～ 令和3年 3月26日（元期限通り） |
| 当 初 契 約 金 額 | 106,854,000円（税込み） |
| 変 更 金 額 | 10,146,400円（税込み） |
| 変 更 後 の 契 約 金 額 | 117,000,400円（税込み） |
| 変 更 契 約 理 由 | <p>当初設計に基づき、工事施工中のところ下記理由により変更するものとする。</p> <p>(1) 現状岩盤線確認の為、チェックボーリング（N=7.0箇所）を追加変更。</p> <p>(2) (1)の結果を受け、先行掘削工の追加箇所が判明した事から、先行掘削工（φ650・φ450共）9.0本追加変更。</p> <p>(3) 当初先行掘削箇所終点付近において、想定岩盤線との相違が判明した為、先行掘削工（φ450 N=2.0本、φ650 N=1.0本）の追加変更。</p> <p>(4) (3)に伴い、鋼矢板打設に掛かる施工が今年度困難と判明した為、矢板打設工等を削減。</p> <p>(5) 架台・定規の設置撤去において、実施数値に変更。（N=4.0回 → N=4.5回）</p> <p>なお、諸数量の移動は、上記理由による。</p> |